



## マレーシア外国為替規制の基本概念

2022年7月

One Asia Lawyers Group

日本法弁護士 橋本有輝

マレーシア法弁護士 Clarence Chua Min Shieh

## 1. はじめに

コロナが収束に向かいグローバルな市場が拡大するにつれ、海外への投資意欲は再び強まっています。とはいっても、この投資意欲を実現するためには、対象国への調査が欠かせません。この中で投資家が最も最初に直面する規制は、外国為替（foreign exchange）に関する規制です。それゆえ、投資家は、投資を検討するにあたって外国為替に関する規制をよく調査する必要があります。本稿ではマレーシアにおける外国為替に関する規制である Foreign Exchange Notices (“FE Notices”)<sup>1</sup>について概観します。



## 2. FE Notices の背景

FE Notice は、Bank Negara Malaysia (マレーシア中央銀行)が発行する外国為替に関する基準です。また、この FE Notices は、Financial Services Act 2013<sup>2</sup>に基づくマレーシア中央銀行の権限の下発行されているため、法律と同等の効果を有しています。

この FE Notice は以下の通り 8 つあります。

- a) Interpretation;
- b) Notice 1: Dealings in Currency, Gold and Other Precious Metals;
- c) Notice 2: Borrowing, Lending and Guarantee;
- d) Notice 3: Investment in Foreign Currency Asset;
- e) Notice 4: Payment and Receipt;
- f) Notice 5: Securities and Financial Instruments;
- g) Notice 6: Import and Export of Currency; and
- h) Notice 7: Export of Goods

(a)の Interpretation 通知は、他の FE Notice における様々な用語の定義を規定したものです。

<sup>1</sup> [https://www.bnm.gov.my/documents/20124/60360/Foreign+Exchange+Notices\\_Consolidated.pdf](https://www.bnm.gov.my/documents/20124/60360/Foreign+Exchange+Notices_Consolidated.pdf)

<sup>2</sup> Section 140 and 214 of the Financial Services Act 2013



同通知によれば、非居住者（“non-resident”<sup>3</sup>）とは、①居住者でない者（any person other than a resident）、②Resident Company の海外支店（overseas branch）、海外の子会社（subsidiary）、駐在員事務所（representative office）等、③マレーシア人ではあるものの国外で永住権を有し現に国外に居住する者を意味します。

他方、居住者（“resident”<sup>4</sup>）は次の通り定義されています。

- a) マレーシア国民（但し、上記③を除く）
- b) 非マレーシア国民であり、マレーシアで永住権を有し、かつ、マレーシアに居住する者
- c) マレーシアにおいて設立された法人、マレーシア当局に登録された又は承認された法人
- d) マレーシア当局に登録された又は承認された法人化されていない団体又は
- e) 政府、州政府

### 3. マレーシア国内にある子会社の資金調達の範囲

本項では、FE Notice が、どのように海外にある本社等（以下“本社”）からマレーシア国内にある子会社等（以下“現地法人”）に対する資金移動を規定しているのかに焦点を当てます。これは、外資系企業が経験する最も可能性の高いシナリオであり、通常、設立間もない子会社が本社からの支援を必要とする場合が多いためです。

FE Notice 2 は借入、貸付及び保証に関する原則を規定したもので、現地法人は、マレーシア国内で資金を利用する目的で、マレーシア中央銀行の承諾を得ずに、マレーシア・リングギット（“RM”）建てで、現地法人と同じグループ内の“非居住者”から、RM1,000,000まで借入を行うことが出来ると規定されています（なお、海外の金融機関からのリングギット建ての借入は不可）<sup>5</sup>。ただし、上記借入が Real Sector Activity を使途とする借入<sup>6</sup>や転換可能優先株式の発行に伴う送金であれば<sup>7</sup>、本社から制限なく借入を行うことができます。

ここでいう Real Sector Activity とは、Interpretation 通知によれば、以下の活動を指します。

- (a) 住宅用または商業用不動産の建設または購入（建設や商品・サービスの生産に利用されない土地の購入は除く）。
- (b) 商品又はサービスの生産又は消費に関する活動であって、次のものを除く。

<sup>3</sup> Page 14, Interpretation FE Notice

<sup>4</sup> Page 15, Interpretation FE Notice

<sup>5</sup> Item 8, FE Notice 2

<sup>6</sup> Item 6, FE Notice 2

<sup>7</sup> Item 7, FE Notice 2

- (i) イスラム教か否かを問わず、金融サービス部門における活動。
- (ii) 証券またはイスラム証券を購入すること。
- (iii) 金融商品またはイスラム金融商品の購入。

また、外貨建てであれば、現地法人は、本社から、金額の制限なく借入をすることが認められています<sup>8</sup>。

すなわち、現地法人は、以下の金額を外国通貨で借り入れることができます。

- (a) 認可されたオンショア銀行から
- (b) 居住者のグループ内の非居住者（例えば本社）または居住者の直接の株主（ただし、第 10 項(b)又は第 10 項(c)に掲げる団体を除く）
- (c) 他の居住者に対する外貨建社債又はスクークの発行によるもの。後者による当該社債またはスクークの引受けは、通知 3 に従うことを条件とする。

さらに、FE 通達 2 第 10 項では、現地法人は、以下の主体から、合計 1 億リンギット相当まで外貨で借入をすることが認められます。

- (a) 居住者のグループ外の非居住者。
- (b) 海外の金融機関
- (c) 非居住者特別目的事業体（NPV）で、居住者グループ外の主体から借入を行う場合

#### 4. 本社との間の金銭授受

本社から現地法人への送金については、さらに、FE Notice 4 を参照する必要があります。

同通達では、一般論として、非居住者（すなわち本社）は、マレーシアで得た所得または発生した費用<sup>9</sup>について、他の居住者（すなわち現地法人）との間でリンギットによる支払いを行い、または支払いを受け取ることが認められる<sup>10</sup>と規定されています。FE Notice 4 におけるこれら送金については、金額的な制限がないことに留意する必要があります。

さらに、本社のような非居住者投資家は、マレーシアでリンギット建て資産や外貨建て資産への投資を自由に行うことができ、マレーシアでの投資から生じる売却収入、利益、配当、所得を本国へ送金することができます。なお、本社への送金は外国通貨で行います<sup>11</sup>。

#### 5. 結論

---

<sup>8</sup> Item9, FE Notice 2

<sup>9</sup> Item 2(b), FE Notice 4

<sup>10</sup> Item 2(c), FE Notice 4

<sup>11</sup> <https://www.bnm.gov.my/fep>



ONE ASIA LAWYERS

以上概観した通り、FE Notice は、投資の流動性について明確な規制を可能としております。しかしながら、企業それぞれ外国為替の必要性やあり方が異なるかと存じますので、ここで取り上げていない FE Notice の詳細をお知りになりたい、またより具体的なアドバイスが欲しい場合は、お気軽にお問い合わせください。

◆ One Asia Lawyers ◆

One Asia Lawyers is a network of independent law firms created expressly to provide seamless, comprehensive legal advice for Japanese clients. We are legal specialists in the myriad and very complex laws in each of all ASEAN countries. With our member firms in each ASEAN country as well as Japan, we provide an accessible and efficient service throughout the region.

For any enquiry regarding this article, please contact us by sending email to: [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal)

<Author>



橋本 有輝

One Asia Lawyers Malaysia

弁護士（日本）

日本で独立し、3つの事務所を持つ法律事務所の代表パートナーとして活躍。日本では、建設・不動産経営・システム開発などの企業だけでなく、地方自治体や政党など幅広い組織の顧問としてリーガルサービスを提供してきた。2020年9月より One Asia Lawyers に所属し、マレーシアを中心としたアジアのクロスボーダー法務全般（M&A、規制調査等）についてアドバイスを行っている。

[yuki.hashimoto@oneasia.legal](mailto:yuki.hashimoto@oneasia.legal)

+60-17-283-5743



Clarence Chua Min Shieh

One Asia Lawyers Malaysia

弁護士（マレーシア）

2015年にマレーシア弁護士会に登録後、6年以上に渡り幅広い分野にて多くの法務分野における経験を有している。また日本の文部科学省の Young Leaders' Program の元奨学生でもあり、日本語が非常に堪能である。

One Asia Lawyers へ入所以前は、マレーシア法弁護士、マレーシアの上場企業のコングロマリットの社内弁護士、そして日本銀行マレーシア支店のコンプライアンスオフィサーなどを務め、契約書の作成およびアドバイス、会社法、情報保護、不動産開発、名誉毀損、過失などの分野に豊富な経験を有している。

[chua.clarence@oneasia.legal](mailto:chua.clarence@oneasia.legal)